

スリムで効率的な 行政運営をめざして

町民と行政の協働で進めるまちづくりのための
行財政改革プログラム



横 瀬 町

目 次

はじめに	1
I 横瀬町の財政の現状と今後の展望	2
1 町財政の現状	2
(1) 地方交付税の減少	2
(2) 町税の減収	3
(3) 基金（預貯金）残高の減少	3
(4) 財政の硬直化の進行	4
2 今後の財政の展望	4
II 改革の必要性と考え方	5
1 改革の必要性	5
2 改革の考え方	5
III 緊急行財政改革決定事項	6
歳出削減に向けた取組	6
人件費の削減	6
補助費等、扶助費および物件費の削減	9
自主財源確保に向けた取組	10
税の見直し	10
手数料等の受益者負担の見直し	10
その他の行財政改革への取組	11
残された行財政改革の主な検討課題	12
事務手数料改定表	13

横瀬町は、平成16年3月21日に実施した合併についての意思を問う住民投票の結果を尊重し、当面、単独でのまちづくりを行うことになりました。

しかし、町の財政は、平成16年度の歳入において、地方交付税と、その地方交付税が減額になるのを補うための借入金（臨時財政対策債）を合わせたものが、前年度に比べて約1億6,000万円も減額になるとともに、町税収入も、前年度決算額に比べ、最終的に約700万円の減額になると見込まれるなど、非常に厳しい状況に直面しています。

現状のまま推移すれば、近い将来にも深刻な財源不足に陥ることになります。このことは、合併問題の説明会や町政懇談会「町民と語る会」の折りに触れてきました。そうした状況を回避するためにも、行財政基盤の確立が喫緊の急務になっています。

そこで町では、行財政全般について、原点に立ち返った見直しを行い、「緊急行財政改革決定事項」（行財政改革プラン）を取りまとめました。この行財政改革プランは、町議会においても特別委員会を設置し、独自に調査検討を重ねていただき、町長部局で検討を進めた改革案と調整を図ったうえで決定したのですが、多岐にわたる行財政改革検討項目のうちから緊急に取り組むべき事項だけを取り上げ、具体的な方策等を取りまとめたものです。改革へ向けた結論を得るまでになお時間を要する項目については、引き続いて調査検討を重ねています。

また、今回の改革プランは、懸念される財政状況の悪化へ対処した、歳出削減と自主財源（歳入）の確保だけに根ざした発想ではなく、これからのまちづくりに向けた行財政運営は、住民と行政の協働により進めるべきだと考え、取りまとめました。言い換えれば、真の地方分権の時代にふさわしく、町民の皆様がいろいろな形で、行政に主体的に参加していただくことが最も大切なことだと考え、取りまとめたものです。

改革に向け行政内部の効率化・スリム化を徹底することは勿論ですが、町民の皆様にもある程度の負担増をお願いせざるを得ません。将来に向かって、今こそ新たな出発のときだと考えますので、緊急行財政改革プラン実施について、格別なご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成17年3月

横瀬町長 加 藤 嘉 郎

I 横瀬町の財政の現状と今後の展望

1 町財政の現状

横瀬町の財政は、現在、非常に厳しい状況に置かれています

町では、従来から住民ニーズに的確に応えるため、必要な諸施策を積極的に実施しながらも、財政の健全性の確保には最も注意を払ってきました。一般家庭の預貯金に相当する財政調整基金、長期借入金の返済等に備えての減債基金なども一定額を確保してきました。

しかし、平成13年度決算までは順調に維持されてきた町財政の健全性ですが、平成14年度以降、財政が急速に悪化してきています。町の主要な財源である町税と地方交付税の減収がその要因ですが、特に地方交付税の大幅な落ち込みは深刻な問題となっています。

(1) 地方交付税の減少

国の三位一体改革に伴い、地方交付税は大幅に削減されています

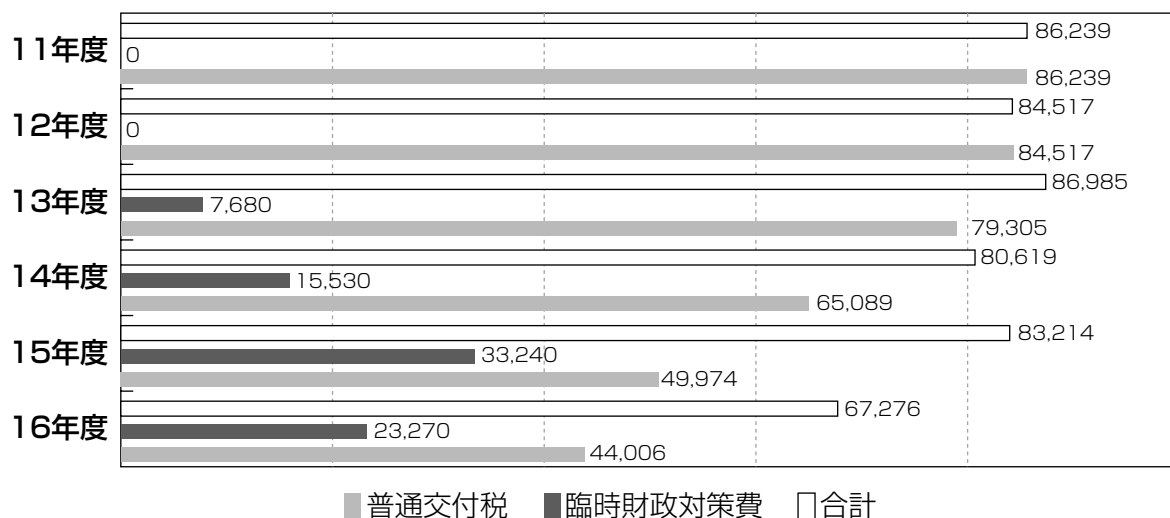
地方交付税には、もともと地方の財源を保障するという機能があり、普通交付税と特別交付税とに分けられます。

ところが、近年の地方交付税制度の改革、とりわけ、今、国が進めている三位一体改革に伴い、地方交付税の総額が抑制されており、税収が減少すると同時に、地方交付税も減少するという事態が生じています。

横瀬町における普通交付税の推移を見ると、約8億6,200万円の収入があった平成11年度をピークにし、それ以降は年々減少し続け、15年度が約5億円、16年度では約4億4,000万円にまで減少しています。

また、平成13年度以降、地方交付税が減額になる分を臨時財政対策債という借入金で補っていますが、16年度では、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた額が約6億7,300万円で、ピーク時の11年度普通交付税より1億9,000万円も減少するなど、極めて深刻な状況となっています。

地方交付税の推移（単位：万円）



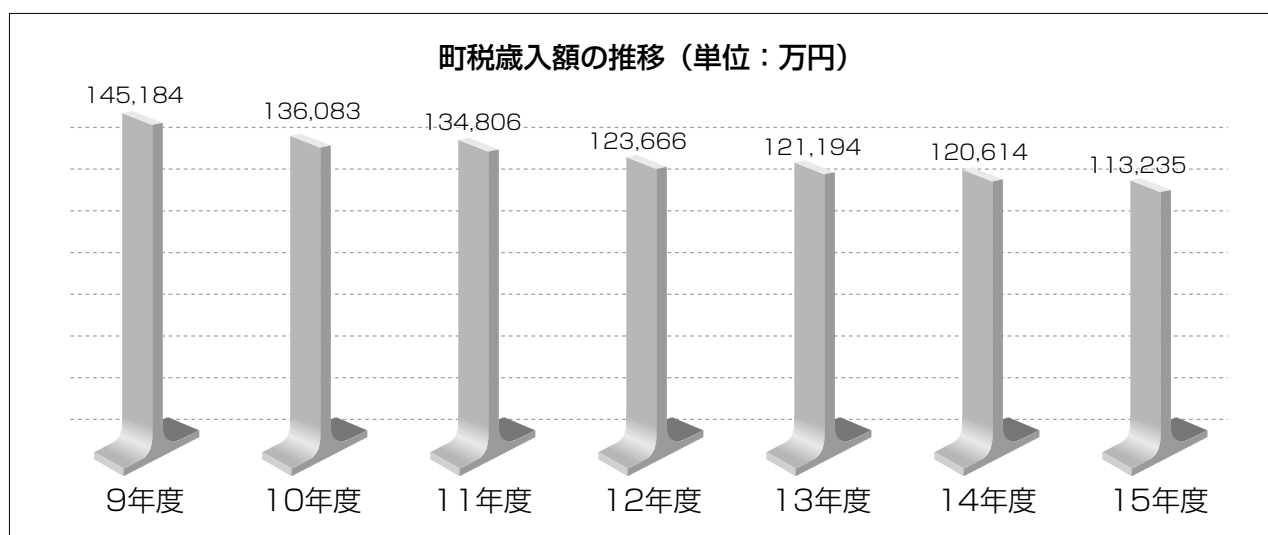
(2) 町税の減収

町税収入は、長引く景気の低迷等により減り続けています

町税は、地方交付税と同様に、町の一般会計における最も重要な財源です。しかし、長引く景気低迷等により平成9年度の町税収入決算額をピークとしてそれ以降、減り続けています。

地方税法など、法律改正にもよりますが、少子・高齢化の進み方が著しく、景気動向に回復傾向が見られたとしても、今後の町税の伸びにおおきな期待はできないと思われます。

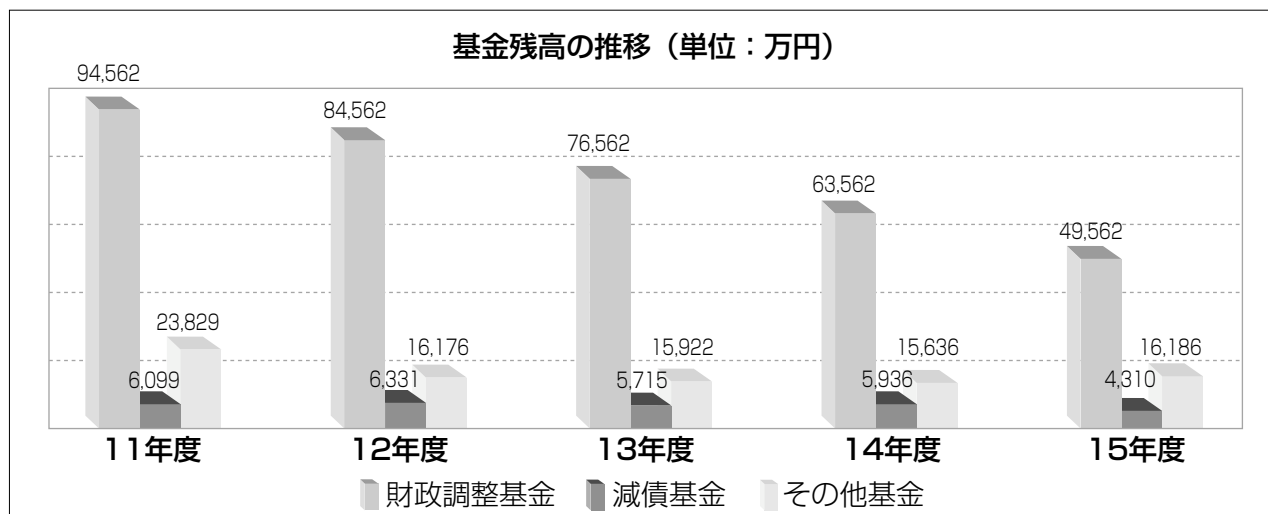
国で進める三位一体改革のなかの一つ、国から地方への税源移譲も現在のところ不透明のままです。



(3) 基金（預貯金）残高の減少

町税や地方交付税の減収を補う基金（預貯金）も、取り崩しで減っています

町では、不測の財源不足や特定の事業を継続的に実施するための財源として、各種の「基金」という積み立て金を持っています。しかし、ここ数年は、町税や地方交付税の減少分を補うために、基金の取り崩し額が増え、各種基金の、特に財政調整基金の残高が少なくなってきました。



（４）財政の硬直化の進行

義務的なものを含め経常的な経費が増加し、財政が硬直化しています

人件費、老人や重度心身障害者または乳幼児などの医療費をはじめ各種の給付費・支援費など、福祉関係経費を中心とする扶助費、長期借入金を返済するための公債費に充てる義務的経費のほか、国民健康保険や老人保健、介護保険など特別会計への繰り出しや補てんなどをはじめ、経常的な経費が増加しており財政の硬直化が進行しています。

２ 今後の財政の展望

現状のままでは、今後5年間で約10億円の財源不足が見込まれます

これまで説明してきたように、町の財政状況は極めて厳しい局面に立たされており、今までと同じ行財政運営を続けていたら、今後5年間で約10億円の財源不足が生じると予想しています。

改革（見直し）を行わない場合の財政シミュレーション（町政懇談会資料から）

（単位：百万円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町 税	1,132	1,114	1,113	1,122	1,122	1,122	1,122
地 方 交 付 税	608	540	516	496	496	496	496
町 債	555	576	670	320	320	320	320
う ち 臨 財 債	332	233	200	200	200	200	200
国 県 支 出 金	370	226	290	216	215	216	216
繰入金・繰越金	385	337	184	131	80	40	0
そ の 他	365	369	410	453	451	449	452
歳 入 合 計	3,415	3,162	3,183	2,738	2,684	2,643	2,606
人 件 費	777	782	792	815	836	854	848
物 件 費	571	544	536	531	525	520	519
扶 助 費	153	196	210	223	234	243	243
公 債 費	261	436	259	236	269	251	250
普通建設事業費	584	360	564	330	331	331	331
補 助 費 等	471	449	445	446	446	446	446
そ の 他	431	331	346	317	281	284	285
歳 出 合 計	3,248	3,098	3,152	2,898	2,922	2,929	2,922
収 支	167	64	31	－160	－238	－286	－316

<推計方法>

（歳入）町税は、税目ごとに過去の実績等により試算

地方交付税は、交付税制度の改革を見込み試算

町債は、普通建設事業費を勘案し一定額とする

その他歳入では、三位一体改革による税源移譲分を見込み試算

（歳出）人件費は、16年度を基準として試算

公債費は、既借入分は償還計画に基づき、今後は普通建設事業の実施状況を勘案し試算

普通建設事業費は、総合振興計画等を考慮して試算

補助費等は、過去の実績等を勘案し試算

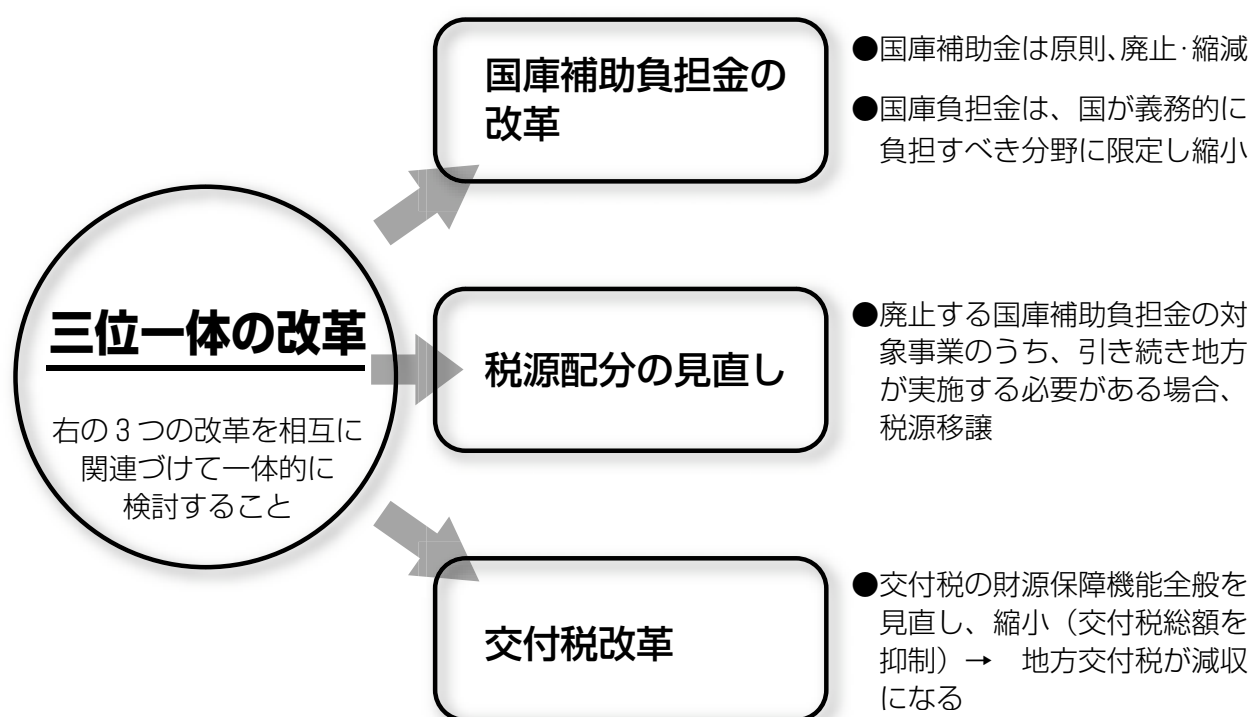
Ⅱ 改革の必要性と考え方

1 改革の必要性

国の三位一体改革にも対応した、行財政運営が求められます

現状のまま行財政運営が推移すれば、近い将来に深刻な財源不足に陥り、大幅な行政サービスの低下や過重な住民負担を求めなければならない恐れがあります。

さらに、町では、当面どことも合併をせず単独でのまちづくりを進めていくことを選択しました。国の三位一体改革にも対応しながら、従来からの行政サービスのあり方を見直すとともに、真の地方分権社会にふさわしいまちづくりを進めるために、将来の財政を的確に見通しながら今後の行財政運営を行う必要があります。



2 改革の考え方

小さい町ながらも、持続可能な行財政運営を目指した改革を進めます

今回取りまとめた「緊急行財政改革決定事項」、いわゆる行財政改革プランは、町議会と共に事務事業等を見直しを進めてきました。

改革に向けては、自主財源確保・歳出削減といった行政内部のコストの改善を図ることは勿論ですが、小さい町ながらも、住民と行政の役割分担をも見直し、両者の協働によるまちづくりを進めるために、持続可能な行財政運営を目指すことを基本的な考え方としています。

Ⅲ 緊急行財政改革決定事項

「緊急行財政改革決定事項」（行財政改革プラン）を抜粋してお知らせします。

歳出削減に向けた取組

○人件費の削減

議会議員の報酬等減、定数減

- 議会議員の報酬、期末手当および定数については、議会内に設置された行財政改革特別委員会で検討されました。そして、平成17年4月から、報酬月額および期末手当の支給割合等を引き下げ、次回一般選挙から議員定数を削減することを決めました。

①報酬月額の引き下げ

議 長	現行	276千円	→ 改正	257千円
副議長	〃	226千円	→ 〃	217千円
委員長	〃	211千円	→ 〃	205千円
議 員	〃	206千円	→ 〃	201千円

②期末手当の支給割合等の引き下げ

役職加算率の引き下げ	現行	100分の15	→ 改正後	100分の10
支給率の引き下げ	現行	年間4.4ヶ月	→ 改正後	年間 3.3ヶ月

③議会議員の定数削減

次回一般選挙（平成19年4月）から、議会議員の定数を4人減の12人とする。

見込める財政効果

- 報酬、期末手当等が、17年度以降、年間約670万円削減できます。
- 19年度以降、議員定数減で、年間さらに約1,260万円が削減できます。

町長等4役の給与等の減

- 町長等4役の給料月額は、これまで本来の給料月額を特例条例でもって一定割合を減じていましたが、今回の見直しの結果、特例で給料月額を減じることをやめ、平成17年1月から本来の給料月額そのものを引き下げることにしました。また、4月からは、もう一度見直しを行い、さらに引き下げる予定です。
- 期末手当の支給率等の引き下げは、議会議員の場合と同様に平成17年4月から実施します。なお、今回の見直しでは、国家公務員の指定職の場合を参考にしました。
- 町長等4役への通勤手当支給は、新年度から廃止します。

①給料月額の引き下げ

町 長	現行	688千円（実際は特例条例で14%減の額）	→ 改正後	591千円
助 役	〃	594千円（実際は特例条例で5.5%減の額）	→ 〃	550千円
収入役	〃	553千円（実際は特例条例で 4%減の額）	→ 〃	530千円
教育長	〃	543千円（実際は特例条例で 4%減の額）	→ 〃	521千円

②期末手当の支給割合等の引き下げ

役職加算率の引き下げ	現行	100分の15	→ 改正後	100分の10
支給率の引き下げ	現行	年間 4.4ヶ月	→ 改正後	年間 3.3ヶ月

見込める財政効果

- 17年1月分からの改正後の給与等は、年間で約770万円の削減になります。
(実際には、削減可能額770万円のうち430万円は特例条例で減額実施済み)
- 17年4月分からは、特例条例でさらに削減する予定です。

非常勤特別職の報酬減

- 報酬を日額で定めている非常勤特別職のうち、選挙執行に伴う選挙長、投票・開票各管理者、期日前投票管理者並びにこれらに係る各立会人を除き、審議会等の委員長または会長および各委員の報酬を、新年度から12%引き下げます。
- 報酬を月額で定めている非常勤特別職について、新年度から報酬を一律12%引き下げます。
- 報酬を年額で定めている非常勤特別職のうち、道路委員と衛生補助委員の制度を新年度から廃止し、従来からの業務は各区の自主業務に移行します。制度の廃止に伴い削減できる報酬の一部を区交付金に上乗せして交付します。
- 報酬を年額で定めている非常勤特別職のうち道路委員、衛生補助委員以外では、保健部員を除き、新年度から報酬を一律12%引き下げます。保健部員の報酬については20%の引き下げを行い、減額できる人件費の一部を母子保健推進活動報償金に上乗せし地区活動の充実を図ります。

①日額報酬の引き下げ

審議会等の委員長または会長	現行	7,700円/日	→	改正後	6,700円/日
審議会等の委員	〃	6,500円/日	→	〃	5,700円/日

②月額報酬の引き下げ

監査委員（知識経験者）	現行	26,100円/月	→	改正後	22,900円/月
監査委員（議会選出）	〃	20,500円/月	→	〃	18,000円/月
農業委員会会長	〃	16,400円/月	→	〃	14,400円/月
農業委員会会長代理	〃	12,800円/月	→	〃	11,200円/月
農業委員会委員	〃	10,800円/月	→	〃	9,500円/月
交通指導員	〃	11,900円/月	→	〃	10,400円/月

③年額報酬の引き下げ

区 長	現行	317,000円/年	→	改正後	278,900円/年
区長代理	〃	41,000円/年	→	〃	36,000円/年
衛生委員	〃	19,400円/年	→	〃	17,000円/年

* 区長、区長代理および衛生委員の報酬は平均の額

社会体育指導委員長	現行	51,200円/年	→	改正後	45,000円/年
社会体育指導委員	〃	40,500円/年	→	〃	35,600円/年
保健部員	〃	11,300円/年	→	〃	9,000円/年
消防団員	現行 174,200円 ~ 30,700円/年 → 改正後 153,200円 ~ 27,000円/年				

見込める財政効果

- 道路委員、衛生補助委員の制度を廃止したり、各非常勤特別職の報酬引き下げにより、年間約310万円が削減できます。

一般職員の各種手当の減

- 通勤手当を見直し、通勤距離2km未満の職員への通勤手当支給を新年度から廃止します。
- 住居手当を見直し、持ち家住宅等に居住する(新築後または購入後5年間を除く)職員への住居手当支給を新年度から廃止します。
- 期末・勤勉手当における役職加算率を新年度から引き下げます。
- 特殊勤務手当の支給対象業務を見直し、新年度から一部業務については手当支給を廃止します。
- 管理職手当、調整手当をそれぞれ見直し、新年度から支給率を引き下げます。
- 昇給停止年齢を引き下げるとともに、退職時特別昇給を新年度から廃止します。
- 時間外勤務手当の支給は、フレックスタイムの活用等により、削減に努めます。

①通勤手当および住居手当のうち、月額各1,000円の定額支給を新年度から廃止する。

②期末・勤勉手当における役職加算率を新年度から引き下げる。

4級（主査） 現行 5% → **改正後 4%**

5級（課長補佐） 〃 10% → 〃 **7%**

6級・7級（参事、技監、課長、主幹） 〃 15% → 〃 **10%**

③次の業務に従事した場合の特殊勤務手当支給を廃止する。

- ・ 町税事務に従事する職員
- ・ 社会福祉業務に従事する職員
- ・ 高電圧作業に従事する職員（企業職員）
- ・ 本支管修理作業に従事する職員（企業職員）
- ・ 夜間作業に従事する職員（企業職員）

④課長補佐以上の職員に支給している管理職手当を新年度から引き下げる。

課長補佐 現行 10% → **改正後 9.5%**

主 幹 〃 11% → 〃 **10%**

参事、技監、課長 〃 12% → 〃 **10.5%**

⑤全職員を対象に支給している調整手当を新年度から引き下げる。ただし、見直し期間は2年間とする。

調整手当 現行 5% → **改正後 4.5%**

⑥平成17年4月以降、昇給停止年齢を現行の58歳から55歳に引き下げるとともに、退職時の特別昇給を廃止する。

見込める財政効果

- 一般職員に対する各種手当の見直し（引き下げ）により、年間約860万円以上の削減が期待できます。

○補助費等、扶助費および物件費の削減

各種団体等への補助金交付の見直し

- 社会福祉協議会、高齢者事業団を含む町内の各種団体等への補助金の見直しを行い、交付の適正化・合理化を進めるとともに減額に努めます。
- ①社会福祉協議会、高齢者事業団を含む町内の各種団体等への補助金について、交付の目的等に照らした見直しを行い、廃止、減額を含めた補助金交付の適正化・合理化を進め、経常的な運営費補助金交付の削減に努める。
- ②各区へ一律に交付した河川清掃美化推進事業補助金を廃止し、補助金の一部を各区の運営費交付金に一般財源として上乗せし交付する。

見込める財政効果

- 社会福祉協議会、高齢者事業団を含む町内各種団体等への補助金の見直しで、年間約300万円の削減に努めます。

町の「敬老年金」の見直し

- 「敬老年金給付」制度を廃止し、新たに「健康長寿奨励金支給」制度を創設します。
- ①町内のお年寄りに対し、長寿を祝福するとともに、引き続き健康の保持に努めていただくために奨励金を年1回、9月に支給する。
- ②基準日における年齢区分に応じた奨励金とする。

・ 年齢77歳以上80歳未満の場合	3,000円/年
・ 年齢80歳以上88歳未満の場合	5,000円/年
・ 年齢88歳以上の場合	7,000円/年

見込める財政効果

- 敬老年金制度を見直して、健康長寿奨励金にリニューアルし、年間約220万円の削減をはかります。

出張旅費の見直し

- 非常勤の特別職を含む職員に支給する旅費のうち、県内旅行における「日当」は新年度から廃止します。
- ①職員に支給する旅費のうち「日当」は、出張する地域を限定して支払わないようにしているが、新年度から「日当」を支払わない地域を秩父郡市内から埼玉県内にまで拡大し、旅費支給総額の削減を図る。

見込める財政効果

- 県内旅行の日当支給を廃止することで、年間約200万円の削減が見込めます。

自主財源確保に向けた取組

○税の見直し

法人の町民税見直し

- 法人の町民税に係る、法人税割の税率を引き上げます。ただし、資本金の額または課税標準となる法人税額が一定額以下のものについては課税の特例を設けます。

①法人の町民税に係る、法人税割の税率を改正し平成17年4月1日から適用する。
現行税率 100分の12.3 → 改正後 100分の14.7

見込める財政効果

- 17年度中で500万円、18年度からは800万円の増収を見込みます。

○手数料等の受益者負担の見直し

税務関係、戸籍関係の事務手数料の見直し

- 税務関係の諸証明（公図等の閲覧等を含む）について、新年度から1枚（通）につき150円を200円に改めます。
- 戸籍関係の諸証明および住民票等写しの発行について、新年度から1通につき150円を200円に改めます。
- 印鑑登録証の再交付について、新年度から1件あたり500円の手数料を徴収します。
- ◆ 税務関係、戸籍関係の事務手数料の一覧表は巻末を参照願います。

見込める財政効果

- 見込める増収分は年間、税務関係で約16万円、戸籍関係で約36万円になります。

各種講座・教室等の参加者負担の見直し

- 公民館等で開いている各種講座・教室等の参加者負担も、事務手数料と同じように見直しを行います。多少の負担増が発生すると思われます。

水道関係手数料の見直し

- 設計手数料について、新年度から1件あたり2千円を3千円に改め、これに消費税相当額を加算します。
- 事務手数料（各種証明、図書閲覧等）について、新年度から1件あたり150円を200円に改めます。
- 指定給水装置工事事業者の申請について、新年度から1件あたり1万円の手数料を徴収します。

見込める財政効果

- 新規手数料の創設も含め、水道事業会計の自主財源確保に努めます。

各種検診等の受益者負担の見直し

- 総合福祉センターで行う各種検診等の受益者負担を新年度から改めます。

①各種検診等の受益者負担（実費徴収額）を見直し、次のように改める。

・基本検診	現行	1,200円	→	改定後	1,300円
・大腸がん検診	〃	500円	→	〃	700円
・肺がん検診	〃	500円	→	〃	700円
・前立腺がん検診	〃	300円	→	〃	500円
・胃がん検診	〃	900円	→	〃	1,100円
・子宮がん検診	〃	600円	→	〃	800円
・乳がん検診（視触診）	〃	300円	}→	〃	1,000円
・乳がん検診（エックス線撮影）	〃	500円			
・B型・C型肝炎検診	〃	500円	→	〃	700円

*乳がん検診は、これまで「視触診」と「エックス線撮影」に分けて実施したが、新年度からは、双方の検診を行い1件とする。

見込める財政効果

- 検診を受ける人が同じ数なら、約28万円の増収になります。
（検査実施機関への委託料支払いは、実費徴収額の4.6倍以上です。）

その他の行財政改革への取組

附属機関等の見直し

- 社会教育委員、公民館運営審議会委員の定数を、20名以内から12名以内に改めます。
- 歴史民俗資料館運営協議会委員については、文化財保護審議会委員が兼ねるように改めます。
- 社会体育指導委員の定数を、15名から10名に改めます。
- 農政総合推進協議会委員の定数を、15名以内から10名以内に改めます。

見込める財政効果

- 各種審議会等の委員定数を減じることにより、人件費の削減がはかれます。

役場職員の定員適正化計画の見直し

●現行の、定員適正化計画を見直し、今後10年間に13名の職員を削減します。

平成17～21年（5年間）における定年退職 7人、補充採用 3人、計4人減

平成22～26年（5年間）における定年退職 17人、補充採用 8人、計9人減

見込める財政効果

○定員適正化計画を見直し、役場職員数の削減をはかり人件費の縮減を進めます。

残された行財政改革の主な検討課題

◆子育て支援のための施策の検討

子育て支援の立場から、保育所における一時保育や時間外保育の実施の可能性と併せ、学童保育の充実を目指した施策の検討を進めます。

◆上下水道使用料金の徴収業務一元化の検討

いま進めている公共下水道の終末処理場（水質管理センター）建設工事が完了し、施設の利用が開始されると、受益者からの下水道料金の徴収業務が発生します。この場合、現在の水道料金といっしょに徴収するようにして、効率化を図ることの検討を行います。

◆公共施設の管理運営等に関する検討

総合福祉センターをはじめ、歴史民俗資料館、野外活動施設、学校等給食共同調理場などの公共施設について、利用者の利便性や施設の維持管理経費の節減など、施設の必要性も含めてあらゆる角度から、そのあり方を検討していきます。

◆都市計画税の導入の検討

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業実施によって利益を受ける、都市計画区域内の土地または家屋の所有者に対して課する目的税のことですが、都市計画事業の実施のタイミングと、新税導入の双方から、必要性、妥当性などを総合的に検討していきます。

◆地域活動の支援に関する検討

行政と住民の協働を促進するため、自主性、自立性を尊重した地域活動支援の充実と、ボランティア活動等の支援のあり方を検討していきます。

◆構造改革特区の導入の検討

特色あるまちづくりを推進するために、国の規制緩和施策の一環である構造改革特区の調査研究を行い、その導入を検討していきます。

◆役場組織の見直し

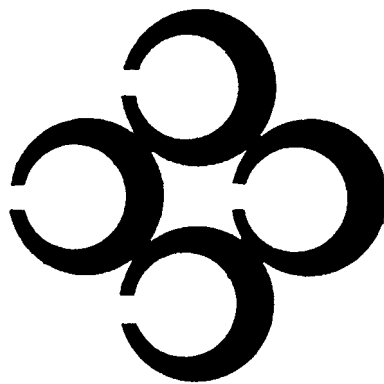
スリムで効率的な行政運営を目指し、役場組織等を見直しを行います。

職員の定員管理を、適正かつ計画的に行うことと密接な関係にある組織機構の見直し、人事評価システムの確立に向けた取り組み、職員の昇級試験のあり方の検討をはじめ、計画行政の推進のために行政評価システムの導入も重要な検討課題になります。

事 務 手 数 料 改 定 表

◆平成17年4月1日から、事務手数料が次のように改定されます。

事 務 の 種 類	改 定 前		改 定 後	
所得証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
課税、非課税証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
営業証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
土地の固定資産評価証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
家屋の固定資産評価証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
土地所有証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
家屋所有証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
公租公課証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
課税台帳搭載証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
納税証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
資産証明書の交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
身分に関する証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
不在籍、不在住に関する証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
印鑑に関する証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
印鑑登録証の再交付	無 料	150円	1 通につき	500円
外国人登録に関する証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
住民票の写しの交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
住民票記載事項に関する証明書の交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
戸籍の附票の写しの交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
埋火葬許可証の写しの交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円
住民リストの閲覧に供する事務	閲覧者 1 人、1 時間につき500円。ただし、1 時間に満たないときは、1 時間とする。		閲覧者1人 30分につき	500円
公簿、公文書及び公図の写しの交付	1 枚につき	150円	1 枚につき	200円
マイラー（公図）の写しの交付	1 枚につき	700円	1 枚につき	1,000円
公簿、公文書及び公図の閲覧又は照合に供する事務	1 簿冊につき	150円	1 簿冊につき	200円
その他の証明書、謄抄本及び写しの交付	1 通につき	150円	1 通につき	200円



横 瀬 町 章